



宮 崎 県 公 報

平成25年3月11日(月曜日) 第2469号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	頁
○県緑化推進委員会の所在地の変更…………… (環境森林課) 1	
○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (3件) …………… (“) 2	

○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 3
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 4
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (“) 4
公 告
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 4
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 5

告 示

宮崎県告示第 142号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
古賀総合病院	宮崎市池内町数太木1749番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年3月5日から平成28年3月4日まで

宮崎県告示第 143号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)第5条第3項の規定により、県緑化推進委員会から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした県緑化推進委員会の名称及び所在地

名 称	所 在 地
公益社団法人宮崎県緑化推進機構	宮崎市橋通東二丁目7番18号構

2 届出事項

所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
宮崎市橋通東二丁目7番18号	宮崎市宮田町10番28号	平成25年3月14日

宮崎県告示第 144号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月11日から平成25年3月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	県道	都城霧 島公園 線	都城市高野 町3748番2 地先から同 市同町3748 番3地先ま で	旧	15.4~ 18.0	18.0
				新	16.2~ 20.0	18.0
			都城市高野 町3912番2 地先から同 市同町3912 番2地先ま で	旧	21.4~ 23.6	30.0
				新	21.4~ 30.4	30.0
			都城市高野 町3912番2 地先から同 市同町3915 番2地先ま で	旧	11.6~ 21.6	39.4
				新	11.6~ 24.0	39.4
			都城市吉之 元町4473番 3地先から 同市同町44 73番3地先	旧	10.8~ 18.2	43.4
				新	10.8~ 20.4	43.4

			まで			
			都城市吉之元町4516番6地先から同市同町4516番6地先まで	旧	8.4 ~ 9.2	8.0
			同市同町4516番6地先まで	新	8.8 ~ 14.0	8.0

宮崎県告示第 145号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 3 月11日から平成25年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
108	県道	財部庄内安久線	都城市金田町2079番1地先から同市都北町3608番4地先まで	旧	7.6 ~ 12.0	582.0
				新	13.6 ~ 24.6	582.0

宮崎県告示第 146号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 3 月11日から平成25年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
372	県道	塩路佐土原線	宮崎市佐土原町下那珂字下ノ山2940番 176地先から同市同町下那珂同字2940番 441地先まで	旧	10.7 ~ 22.6	301.7
				新	10.7 ~ 22.6	301.7
					12.6 ~ 32.6	301.7

宮崎県告示第 147号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 3 月11日から平成25年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
31	県道	都城霧島公園線	都城市高野町3748番2地先から同市同町3748番3地先まで	平成25年 3 月11日
			都城市高野町3912番2地先から同市同町3912番2地先まで	
			都城市高野町3912番2地先から同市同町3915番2地先まで	
			都城市吉之元町4473番3地先から同市同町4473番3地先まで	
			都城市吉之元町4516番6地先から同市同町4516番6地先まで	

宮崎県告示第 148号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 3 月11日から平成25年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市富美 山町 536番 3 地先から 同市山月町 5 丁目5849 番 5 地先ま で	平成25年 3 月11日

宮崎県告示第 149号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 3 月11日から平成25年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
378	県道	清武南 インタ ー線	宮崎市清武 町今泉字杏 掛上甲3707 番 1 地先か ら同市同町 今泉字柳ヶ 谷乙1866番 2 地先まで	平成25年 3 月23日

宮崎県告示第 150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年 3 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
日 向 市	又 江 野	I - 1 - 1199	急傾斜地の崩壊
	小 野 田	I - 1 - 1200	急傾斜地の崩壊
	山 陰	I - 1 - 1206	急傾斜地の崩壊
	舟 戸 - 1	II - 1 - 6708	急傾斜地の崩壊

舟 戸 - 2	II - 1 - 6709	急傾斜地の崩壊
又江野- 1	II - 1 - 6710	急傾斜地の崩壊
山 の 口	I - 1 - 1222	急傾斜地の崩壊
山ノ口- 2	II - 1 - 6825	急傾斜地の崩壊
不 動 寺 ①	I - 2 - 0051	急傾斜地の崩壊
不 動 寺 ②	I - 2 - 0052	急傾斜地の崩壊
平 野 ①	I - 1 - 1139	急傾斜地の崩壊
平 野 ②	I - 1 - 1140	急傾斜地の崩壊
高 々 谷	II - 1 - 6409	急傾斜地の崩壊
清 正	I - 1 - 1138	急傾斜地の崩壊
不 動 寺 ③	I - 2 - 0053	急傾斜地の崩壊
不 動 寺 ④	I - 2 - 0232	急傾斜地の崩壊
山の口谷川	09- 422- 1 - 008	土 石 流
不動寺谷川 2	09- 206- 1 - 049	土 石 流
不動寺谷川 1	09- 206- 1 - 050	土 石 流
深 溝 谷 川	09- 206- 1 - 045	土 石 流
荒 浜 谷 川	09- 206- 2 - 029	土 石 流
御 鋒 の 浦 谷 川 1	09- 206- 2 - 030	土 石 流
御 鋒 の 浦 谷 川 2	09- 206- 3 - 031	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年 3 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日向市	又 江 野	I - 1 - 1199	急傾斜地の崩壊
	小 野 田	I - 1 - 1200	急傾斜地の崩壊
	山 陰	I - 1 - 1206	急傾斜地の崩壊
	舟 戸 - 1	II - 1 - 6708	急傾斜地の崩壊
	舟 戸 - 2	II - 1 - 6709	急傾斜地の崩壊
	山 の 口	I - 1 - 1222	急傾斜地の崩壊
	山ノ口-2	II - 1 - 6825	急傾斜地の崩壊
	不 動 寺 ①	I - 2 - 0051	急傾斜地の崩壊
	不 動 寺 ②	I - 2 - 0052	急傾斜地の崩壊
	平 野 ①	I - 1 - 1139	急傾斜地の崩壊
	平 野 ②	I - 1 - 1140	急傾斜地の崩壊
	高 々 谷	II - 1 - 6409	急傾斜地の崩壊
	清 正	I - 1 - 1138	急傾斜地の崩壊
	不 動 寺 ③	I - 2 - 0053	急傾斜地の崩壊
	不 動 寺 ④	I - 2 - 0232	急傾斜地の崩壊
	山 の 口 谷 川	09 - 422 - 1 - 008	土 石 流
不 動 寺 谷 川 2	09 - 206 - 1 - 049	土 石 流	
深 溝 谷 川	09 - 206 - 1 - 045	土 石 流	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 152号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成25年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
西都市大字 尾八重 518 - 7 東米 良支所内	西都農業協 同組合	西都市大字 銀鏡 685 東米良支所 内	西都農業協 同組合	平成16年 4月1日

宮崎県告示第 153号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成25年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売り さばきをする場所	指定を取り消した売り さばき人の名称	指定取り消し 年月日
宮崎市新別府町前浜14 01番地	清山株式会社	平成24年2月 29日

公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成25年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因と なった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-23)第3629号	宮崎施設機械 (株)	大峯 康誠	宮崎県宮崎 市清水3- 11-17	一般	建築工事業、大工工 事業、左官工事業、とび ・土工工事業、石工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、鋼構造物工事 業、鉄筋工事業、板金 工事業、塗装工事業、 防水工事業、内装仕上 工事業、熱絶縁工事業	平成25年1月 24日付けで廃 業した旨の届	平成25年1月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第4073号	(有)上杉エンジ ニアリング	上杉 厚	宮崎県延岡 市片田町29 08-4	一般	塗装工事業	平成25年1月 8日〃	平成25年1月8日 (一部廃業)

宮 崎 県 知 事 許 可 (般-23)第4780号	福永塗装店	福永 正幸	宮崎県都城市志比田町 4972-6	一般	塗装工事業、防水工事業	平成25年1月31日〃	平成25年1月31日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-22)第6941号	(有)黒木道路	黒木 次光	宮崎県宮崎市吉村町下り 松甲2505-7	一般	土木工事業、ほ装工事業	平成25年1月30日〃	平成25年1月30日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-22)第 12741号	大央産業	神戸 誠一	宮崎県日向市大王町1 -74-1	一般	とび・土工工事業	平成25年1月31日〃	平成25年1月31日 (全廃業)

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年 3 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
新富町
- 2 都市計画の種類及び名称
新富都市計画道路
3・5・4号 田中下城元線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高鍋土木事務所

--	--